

一般社団法人日本風力エネルギー学会 規約・規程集

目次

一般社団法人日本風力エネルギー学会組織及び運営規程	1
一般社団法人日本風力エネルギー学会理事会規程	5
一般社団法人日本風力エネルギー学会企画・運営委員会規程	8
一般社団法人日本風力エネルギー学会編集委員会規程	10
一般社団法人日本風力エネルギー学会学術・事業委員会規程	12
一般社団法人日本風力エネルギー学会学術・事業委員会学術研究会運営細則	13
一般社団法人日本風力エネルギー学会国際・広報委員会規程	16
一般社団法人日本風力エネルギー学会表彰委員会規程	18
一般社団法人日本風力エネルギー学会表彰者選考手続き	20
一般社団法人日本風力エネルギー学会論文委員会規程	23
一般社団法人日本風力エネルギー学会論文審査規程	25
一般社団法人日本風力エネルギー学会代表委員選出に関する細則	27
一般社団法人日本風力エネルギー学会代表委員選出に関する付属書・役員選任の手続き	30
一般社団法人日本風力エネルギー学会ロゴマーク規程	33
一般社団法人日本風力エネルギー学会事務局業務要領	37
一般社団法人日本風力エネルギー学会旅費内規	39
一般社団法人日本風力エネルギー学会共催・協賛内規	40
一般社団法人日本風力エネルギー学会ホームページ利用内規	41

一般社団法人日本風力エネルギー学会組織及び運営規程

平成23年11月11日 施行

平成28年 1月21日 改正

総則

(目的)

- 第1条 一般社団法人日本風力エネルギー学会定款（以下、定款という）に基づき、本規程を定める。
2. 一般社団法人日本風力エネルギー学会（以下、本会という）の組織、運営、業務の分担等の定款の施行に必要な事項は、この規程の定めによる。

会員の種別、権利、入退会、除名

(種別)

第2条 会員の種別は次の通りとする。

- (1) 正会員 本会の趣旨に賛同して入会した個人又は団体。
- (2) 特別会員 満70歳以上で在会年数が15年以上にわたる個人の正会員で、本人から申請があり理事会が承認した者。
- (3) 学生会員 本会の趣旨に賛同して入会した学生。
- (4) 名誉会員 風力エネルギー利用の研究又は本会に大きく貢献した個人で、社員総会にて推薦された者。名誉会員は本会の理事会及び委員会に出席して意見を述べるができる。

(入会)

- 第3条 本会に入会するにあたっては所定の入会申込書を提出し、理事会の承認を経なければならない。
2. 前項の承認を経た正会員及び学生会員の権利は、第4条に定める会費を納めたときに生じる。

(会費)

第4条 会員の会費は次のとおりとする。

- (1) 正会員（個人会員） 年額 8,000円
 - (2) 正会員（団体会員） 年額50,000円を一口として、一口以上
 - (3) 学生会員 年額 2,000円
 - (4) 特別会員 年額 2,000円
2. 在会年数が15年未満の会員であっても、15年から現在までの在会年数を減じた年数（残存年数）に個人年会費8,000円を乗じて得た額をもって納入すれば、特別会員となることができる。
 3. 名誉会員の称号を得た正会員は会費を免除される。

(権利)

第5条 会員の権利は次のとおりであって、その者に専属する。

- (1) 全ての会員は、会誌の配布を受ける。
- (2) 本学の主催する全ての事業に参加できる。ただし、特別に費用を要する行事については、実費を徴収することがある。
- (3) 本学の刊行物の入手等で特典を有する。

(権利の停止)

第6条 会費の不納が1ヶ年に及ぶ者は、第5条に定めた会員の権利を停止する。

(除名)

第7条 会員が本会の目的に反する行為をし、会員としての義務に違反するなど、除名すべき正当な理由があるときは、一般法人法第49条第2項に定める総会の特別議決により、その会員を除名することができる。

(任意退会)

第8条 正会員、学生会員で退会しようとする者は、1ヶ月以上前に本会に対して予告するものとする。

(会員資格の喪失)

第9条 前2条の場合のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときには、その資格を喪失する。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (2) 死亡もしくは失踪宣告を受けたとき。
- (3) 会費の不納が1年以上に及ぶとき。
- (4) 総社員の同意があったとき。

(復権)

第10条 第8条により退会したものが再び入会しようとするときは、第3条による手続きをとる。

2. 第7条により除名されたものが再び入会しようとするときは、第3条による手続きをとる。ただし第9条(3)によるものは不納会費を完納しなければならない。

組織及び運営

(委員会及び代表委員会)

第11条 本会は、定款3条に定める事業施行のために次のように必要な委員会を設ける。

- (1) 企画・運営委員会
- (2) 編集委員会
- (3) 学術・事業委員会
- (4) 国際・広報委員会

(5) 表彰委員会

(6) 論文委員会

(7) 代表委員会

2. 委員会の設置又は廃止は、理事会にて決める。

3. 委員は理事会の議を経て会長が委嘱する。

4. 委員の任期は2ヶ年とする。ただし再任は妨げない。

5. 委員会には委員長を置き、運営される。代表委員会を除き、会長は理事の中から委員会等の委員長を指名する。

6. 委員会は、委員名、活動及び会計の状況を適宜理事会に報告しなければならない。

(企画・運営委員会)

第12条 一般社団法人日本風力エネルギー学会企画・運営委員会規程に基づき、運営される。

(編集委員会)

第13条 一般社団法人日本風力エネルギー学会編集委員会規程に基づき、運営される。

(学術・事業委員会)

第14条 一般社団法人日本風力エネルギー学会学術・事業委員会規程に基づき、運営される。

(国際・広報委員会)

第15条 一般社団法人日本風力エネルギー学会国際・広報委員会規程に基づき、運営される。

(表彰委員会)

第16条 一般社団法人日本風力エネルギー学会表彰委員会規程に基づき、運営される。

(論文委員会)

第17条 一般社団法人日本風力エネルギー学会論文委員会規程に基づき、運営される。

代表委員会

(代表委員会の目的)

第18条 代表委員会は次の事項を審議し、理事会へ答申するために設ける。

(1) 理事候補の選出

(2) 監事業務のうち、諮問された事項

(3) その他会長が委嘱する事項

(代表委員)

第19条 本会に20名以上50名以内の代表委員を置く。

(代表委員の選出)

第20条 代表委員は正会員の中から選出し、その選出方法は、一般社団法人日本風力エネルギー学会代表委員選出に関する細則に基づく。

(代表委員の職務)

第21条 代表委員は、代表委員会において理事候補を選任する。

2. 代表委員会において選任される理事候補は、15名を目途とし、最大20名までとする。

第22条 代表委員の任期は2ヶ年とする。ただし再任は妨げない。

2. 代表委員の任期は、選出後2年以内に終了する事業年度の内、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

(代表委員会の招集)

第23条 定例代表委員会は、毎年1回以上、会長が招集する。

2. 臨時代表委員会は、次の場合、会長が招集する。

(1) 会長又は監事が必要と認めたとき。

(2) 代表委員現在数の1/3以上から、その目的を示した開催請求があったとき。

(代表委員の定足数、議長の選任及び議決)

第24条 代表委員会は現在数の過半数を持って成立する。予め委任状を提出した代表委員は出席とみなすことができる。

2. 議長は会長が務める。

3. 議事は出席者の過半数をもってこれを決し、可否同数の時は議長が決する。

職員

(職員)

第25条 本会は、会務を処理する為に専任の職員若干名をおき（以下、事務局という）、そのうちの1名を事務局長とすることができる。

2. 職員の任免は、理事会の決議を経て会長が行う。

3. 職員との労働契約の締結は、理事会の決議を経て会長が行う。

(事務局の業務)

第26条 事務局は、一般社団法人日本風力エネルギー学会事務局業務要領に従い、業務を実施する。

規程、内規、細則の変更

第27条 本会の規程、要領、内規、細則の変更は理事会の審議を経て、改訂施行する。

2. 規程、内規、細則の変更は当該業務を所掌する委員会から理事会へ答申を行う。

一般社団法人日本風力エネルギー学会理事会規程

平成23年11月13日 施行

平成24年 1月13日 改正

平成26年 9月 9日 改正

(目的)

第1条 本会の理事会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(構成)

第2条 理事会は、理事全員をもって構成する。

2. 監事は、理事会に出席し、必要あると認めるときは、意見を述べなければならない。
3. 理事会は、議事の運営上必要と認めるときは、理事・監事以外の者を理事会に出席させ、説明又は報告を求めることができる。

(業務執行理事)

第3条 理事の内、会長、副会長並びに理事会で設置が認められた各委員会の委員長を担務する各理事は、業務執行理事とする。

(開催)

第4条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2. 通常理事会は、年に4回以上開催する。
3. 臨時理事会は、必要に応じて開催する。

(招集権者)

第5条 理事会は、会長がこれを招集し、その議長となる。会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会で定めた順序にしたがい、他の理事がこれにあたるものとする。

2. 招集権者でない理事又は監事は、議題及び理由を記載又は記録した書面等を招集権者である理事に提出して、理事会の招集を請求することができる。
3. 前項の請求があった日から5日以内に、請求の日から2週間以内の日を開催日とする理事会の招集通知が発せられないときは、当該請求をした理事又は監事は、理事会を招集することができる。

(招集手続)

第6条 理事会の招集通知は、各理事及び各監事に対して、開催日の6日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2. 理事及び監事の全員の同意があるときは、前項の招集手続きを省略することができる。

(決議の方法)

第7条 理事会の決議は、全理事の過半数が出席し、出席者の過半数をもって行う。

2. 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。
3. 前各項の決議につき特別の利害関係を有する理事は、その決議に加わることはできない。この場合、その理事の数は、前各項の理事の数に算入しない。

(決議事項)

第8条 理事会は、別表に掲げる事項につき、決議する。

(業務報告)

第9条 第3条で定めた各業務執行理事は、3ヶ月に1回、各々が担務する業務の執行状況につき、理事会に報告するものとする。ただし、各業務執行理事の報告は、会長若しくは会長が指名する副会長あるいは理事が代行することができる。

(議事録)

第10条 理事会の議事については、議事の経過の要領及びその結果を記載し、会長、理事会において選任された議事録署名理事1名及び理事会に出席した監事が議事録に記名押印又は署名する。

(改正)

第11条 この規程の改正は、理事会の承認をもって行う。

別表 理事会付議事項

事項	内容
1. 総会に関する事項	(1) 総会の招集の決定 (2) 総会提出議案の決定
2. 理事等に関する事項	(1) 代表理事(会長)の選定及び解職 (2) 副会長の選定及び解職 (3) 業務執行理事の選定及び担当業務の決定 (4) 代表理事に事故あるとき、その職務を代行する理事の順序の決定 (5) 理事と学会間の取引及び競業取引の承認 (6) 理事会規程の制定及び改廃
3. 決算に関する事項	(1) 事業報告、計算書類及び付属明細書の承認
4. 重要な業務執行に関する事項	(1) 会員の入会の承認及び除名の審議 (2) 年度予算案の承認 (3) 重要な契約の締結・変更及び解約 (4) 重要な使用人（職員）の選任（採用）及び解雇 (5) 重要な財産の処分及び譲渡・譲受 ① 1件10万円以上の財産の取得及び処分 ② 1件10万円以上の設備投資 (6) 多額の貸し付け及び借入・保証 ① 1件10万円以上の貸付け ② 1件10万円以上の借入及び保証 (7) 訴訟の提起
5. その他の事項	(1) 総会の決議により委任された事項 (2) その他法令又は定款に定められた事項 (3) その他理事会が特に必要と認めた事項

一般社団法人日本風力エネルギー学会企画・運営委員会規程

平成24年1月13日 施行

平成26年9月 9日 改正

(目的)

- 第1条 一般社団法人日本風力エネルギー学会定款（以下、定款という）に基づき、本規程を定める。
2. この規程は、一般社団法人日本風力エネルギー学会（以下、本会という）の企画・運営委員会（以下、委員会という）の運営基準を定めて、その円滑な運営を図ることを目的とする。

(委員会の構成と任期)

- 第2条 委員会は本会正会員をもって構成し、各委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
2. 委員長は会長が指名し、理事会の承認を受けなければならない。
 3. 委員長は副委員長を指名することができる。
 4. 委員会の構成は理事会の承認を受けなければならない。
 5. 委員長は会務を総括し、委員会を代表する。委員長に事故あるとき又は欠けたときは、副委員長が委員長の職務を代行する。
 6. 委員会で必要と認めるときは、理事会の承認を受けた上で、特定の事項について小委員会又はワーキンググループを設けることができる。委員長は、小委員会主査及びワーキンググループ長並びに構成員を指名することができる。

(委員会の開催)

- 第3条 委員会は、以下に定める業務を遂行するために、委員長がこれを招集する。

(委員会の業務)

- 第4条 委員会は、本会定款第3条に記載されている目的のうち、事業に関わる事項である定款第3条の(1)、(2)及び(5)等を所掌し遂行する。
2. 業務の遂行状況、遂行期間の状況は随時理事会に報告しなければならない。
- 第5条 委員会は、本会が主催、共催、後援する研究発表会、シンポジウム、見学会等の恒例行事等に関して企画、審議、調整を行い、理事会の承認を得てこれを事務局等と連携して実施することができる。
- 第6条 委員会は前条に掲げる業務のほかに、理事会の要請に応じて本会の企画事業の実施にあたって審議、検討して、その結果を理事会に報告しなければならない。
- 第7条 委員会は前2条に掲げる業務における予算について事前に審議、検討を行い、理事会の承認を得て事業への対応を図るものとする。また、その結果については会長ならびに理事会に報告しなければならない。

第8条 委員会は前3条に掲げる業務の外に、理事会の要請に応じて本会に関わる規約等の設定及び変更に関して審議し、また、その他の重要事項に関しても審議、検討し、その結果を会長ならびに理事会に報告しなければならない。

(改正)

第9条 本規程の改正は、理事会の承認をもって行う。

日本風力エネルギー学会編集委員会規程

平成24年1月13日 施行

平成26年9月 9日 改正

(目的)

第1条 一般社団法人日本風力エネルギー学会定款(以下、定款という)に基づき、本規程を定める。

2. この規程は、一般社団法人日本風力エネルギー学会(以下、本会という)の編集委員会(以下、委員会という)が日本風力エネルギー学会の機関誌(風力エネルギー、WIND ENERGY)(以下、会誌という)及びその他の本会が出版する出版物の企画、編集、発行及び広報を行うための運営基準を定めて、その円滑な運営を図ることを目的とする。

(委員会の構成と任期)

第2条 委員会は本会正会員をもって構成し、各委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2. 委員長は会長が指名し、理事会の承認を受けなければならない。
3. 委員長は副委員長を指名することができる。
4. 委員会の構成は理事会の承認を受けなければならない。
5. 委員長は会務を総括し、委員会を代表する。委員長に事故あるとき又は欠けたとき、副委員長が、委員長の職務を代行する。
6. 委員会で必要と認めるときは、理事会の承認を受けた上で、特定の事項について小委員会又はワーキンググループを設けることができる。委員長は、小委員会主査及びワーキンググループ長並びに構成員を指名することができる。

(委員会の開催)

第3条 委員会は、以下に定める業務を遂行するために、会誌の発行に合わせて年4回程度開催し、委員長がこれを招集する。ただし、委員長が必要と認めるときは、臨時の委員会を開催することができる。

(委員会の業務)

第4条 委員会は、本会定款第3条に記載されている目的のうち、編集に関わる事項である定款第3条の(2)、(4)及び(5)等を所掌し、次の事項を審議、調整、承認あるいは決定する。

- (1) 会誌の編集方針、会誌の体裁、特集号のテーマ、発行部数、発行期日など、会誌編集の基本に関わること。
- (2) 会誌の記事の分類、執筆要項、投稿要領などに関わること。
- (3) 論文委員会の審査を経て掲載可と判定された論文、会誌へ投稿された報告、その他の記事(以下、記事という)及び広告の審査や掲載決定に関わること。

(4) 会誌へ掲載すべき記事及び報告の依頼あるいは準備に関わること。

(5) 会誌の電子化に関わること。

2. 業務の遂行状況、遂行期間の状況は随時理事会に報告しなければならない。

第5条 委員会は前条に掲げる業務の外に、理事会の要請に応じて本会に関わる規約等の制定及び改正に関して審議し、また、その他の重要事項に関しても審議、検討し、その結果を会長並びに理事会に報告しなければならない。

(改正)

第6条 本規程の改正は、理事会の承認をもって行う。

一般社団法人日本風力エネルギー学会学術・事業委員会規程

平成24年1月13日 施行

平成26年9月 9日 改正

(目的)

- 第1条 一般社団法人日本風力エネルギー学会定款（以下、定款という）に基づき、本規程を定める。
2. この規程は、一般社団法人日本風力エネルギー学会（以下、本会という）の学術・事業委員会（以下、委員会という）の運営基準を定めて、その円滑な運営を図ることを目的とする。

(委員会の構成と任期)

- 第2条 委員会は本会正会員をもって構成し、各委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
2. 委員長は会長が指名し、理事会の承認を受けなければならない。
 3. 委員長は副委員長を指名することができる。
 4. 委員会の構成は理事会の承認を受けなければならない。
 5. 委員長は会務を総括し、委員会を代表する。委員長に事故あるとき又は欠けたときは、副委員長が委員長の職務を代行する。
 6. 委員会で必要と認めるときは、理事会の承認を受けた上で、特定の事項について小委員会又はワーキンググループ若しくは分科会等の学術研究会を設けることができる。委員長は、小委員会主査、ワーキンググループ及び分科会等主査並びに構成員を指名することができる。

(委員会の開催)

- 第3条 委員会は、以下に定める業務を遂行するために、委員長がこれを招集する。

(委員会の業務)

- 第4条 委員会は、本会定款第3条に記載されている目的のうち、学術・事業に関わる事項である定款3条の(1)、(2)、(3)及び(5)等を所掌し遂行する。
2. 業務の遂行状況、遂行期間の状況は随時理事会に報告しなければならない。
- 第5条 委員会は、本会が主催、共催、後援する技術講習会等に関して企画、審議、検討を行い、理事会の承認を得てこれを実施することができる。
- 第6条 委員会は前条に掲げる業務のほかに、理事会の要請に応じて本会に関わる規約等の制定及び改正に関して審議し、また、その他の重要事項に関しても審議、検討し、その結果を会長並びに理事会に報告しなければならない。

(改正)

- 第7条 本規程の改正は、理事会の承認をもって行う。

一般社団法人日本風力エネルギー学会学術・事業委員会

学術研究会運営細則

平成24年1月13日 施行

平成26年9月 9日 改正

(目的)

第1条 この細則は、一般社団法人日本風力エネルギー学会（以下、本会という）学術・事業委員会の学術研究会（以下、研究会という）の運営基準を定めて、その円滑な運営を図ることを目的とする。

(調査・研究対象)

第2条 研究会が行う調査・研究対象は、本会の目的に適合するものであり、かつ、その成果が本会会員及び関連する風力エネルギーの分野に有効に還元されるものでなければならない。

(研究会の組織)

第3条 研究会は、本会の調査研究活動の基礎単位であり、特定の分野を対象として、学術・事業委員会の下に設置される。

2. 研究会の運営の円滑化、調査研究の調整、異なる研究会間の共同作業等の統轄は、学術・事業委員会で図られる。

(研究会の新設、設置期間)

第4条 研究会の新設、設置期間の延長、あるいは廃止をする場合には、学術・事業委員会並びに理事会の承認を得る。

2. 研究会の新設に当たっては、その目的・期間について学術・事業委員会で十分審議し、設置後の活動状況については、学術・事業委員会で常時把握し、目的を達成した研究会等は速やかに廃止する等、研究会の効率的運営に留意する。
3. 研究会の設置期間は1期2年以内とする。ただし、継続の意義が認められた場合には、原則、2年に限り期間を延長することができる。
4. 理事会の提案によって設置される長期を展望した研究会（以下、常置研究会）は、理事会の承認を得つつ、設置期間については、弾力的に運営することができる。
5. 刊行等の事業を目的とする研究会は、成果物の刊行又はそれに伴う講習会等の終了した時点で解散する。

(研究会の構成)

第5条 研究会には主査、幹事をおく。

2. 主査、幹事は、研究会の委員の互選により選出する。ただし、常置研究会の主査は理事の中から選出する。
3. 研究会の委員数は、それぞれの目的に応じて、その運営が効率的に行われ得るよう配属するものとし、原則15人以内に収めるものとする。

(委員)

第6条 研究会の委員の委嘱及び解嘱は、学術・事業委員会の議を経て、会長が行う。

2. 委員は本会の正会員から選出する。ただし、学術・事業委員会が必要と認めた場合には、正会員以外からも若干名を選出することができる。
3. 委員は、研究会の目的を効率よく達成できるよう適切な人材を選出する。人材の選出に当たっては、公募等の方法を用いるなど公平に行い、極力特定の地域やグループに固まらないよう配慮する。
4. 委員の任期は原則として2年以内とする。再任は妨げないが、長期にわたって構成員の固定化が生じないように留意する。
5. 主査及び幹事の任期は、委員の任期に準じるが、長期にわたって固定化しないよう、特に留意する。

(予算)

第7条 主査は、次年度の予算要求書を毎年2月末日までに学術・事業委員長に提出する。

2. 主査は、予算の執行状況に留意し、予算の効率的運用を図る。

(研究会の報告)

第8条 主査は毎年3月末日までに、その年度の事業概要報告書を学術・事業委員長に提出し、学術・事業委員長は4月以降に最も早く開催される理事会において、研究会の活動を報告する。

2. 主査は、学術・事業委員会から求めのある場合は学術・事業委員会に出席し、業務及び会計に関して、必要な事項の報告を行わなければならない。

(成果の発表・刊行等)

第9条 研究会の成果は、原則として本会の会誌を通して会員に普及するものとする。

2. 研究会は学術・事業委員会並びに理事会の承認を得て、その成果を刊行物あるいは講習会等によって普及することができる。

(業務の分担)

第10条 主査は、研究会を総括し、代表するとともに、学術・事業委員会への事業報告及び会計報告の責を負う。

2. 主査に事故あるときは、幹事はその職務を代行する。
3. 主査又は幹事の中から予算管理者を決め、責任を持って予算の管理を行う。

4. 幹事は、委員委嘱状の発送、出席簿・議事録の作成、次回研究会の日時通達・出席者確認、旅費・交通費の支給など運営に必要な事務的事項の責を負う。
5. 委員は協力して、会議資料原案の作成、報告書原稿の作成、刊行物の原稿の作成、資料・報告書等の整理及び保管、刊行物等の編集・印刷の作業などを行い、研究会の目的の達成を図る。

(改正)

第11条 本細則の改正は、理事会の承認をもって行う。

一般社団法人 日本風力エネルギー学会国際・広報委員会規程

平成24年1月13日 施行

平成26年9月 9日 改正

(目的)

第1条 一般社団法人日本風力エネルギー学会定款(以下、定款という)に基づき、本規程を定める。

2. この規程は、一般社団法人日本風力エネルギー学会(以下、本会という)の国際・広報委員会(以下、委員会という)の運営基準を定めて、その円滑な運営を図ることを目的とする。

(委員会の構成と任期)

第2条 委員会は本会正会員をもって構成し、各委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2. 委員長は会長が指名し、理事会の承認を受けなければならない。
3. 委員長は副委員長を指名することができる。
4. 委員会の構成は理事会の承認を得なければならない。
5. 委員長は会務を総括し、委員会を代表する。委員長に事故あるとき又は欠けたときは、副委員長が委員長の職務を代行する。
6. 委員会で必要と認めるときは、理事会の承認を受けた上で、特定の事項についてワーキンググループ及び運営委員会を設けることができる。委員長は、ワーキンググループ長及び運営委員長並びに構成員を指名することができる。

(委員会の開催)

第3条 委員会は、以下に定める業務を遂行するために、委員長がこれを招集する。

2. ワーキンググループ及び運営委員会は、それぞれの長が必要に応じて招集する。
3. 委員会、ワーキンググループ及び運営委員会は、必要に応じて他団体と合同で開催することができる。

(委員会の業務)

第4条 委員会は本会の定款第3条に記載されている目的のうち、国際・広報に関わる定款第3条の(3)、(4)及び(5)等を所掌し遂行する。

2. 委員会は委員の中から、必要に応じて国際関係担当者、広報関係担当者を定めることができる。
3. 委員会の主たる業務は以下の事項とする。
 - (1) 海外の関係諸団体との交流及び情報交換に関わること。
 - (2) 公官庁を含む外部の諸機関・関係団体との渉外に関わること。
 - (3) 風力発電の広報活動に関わること。
4. 業務の遂行状況、遂行期間の状況は随時理事会に報告しなければならない。

第5条 委員会は前2条に掲げる業務の外に、理事会の要請に応じて本会に関わる規約等の制定及び改正に関して審議し、また、その他の重要事項に関しても審議、検討し、その結果を会長並びに理事会に報告しなければならない。

(改正)

第6条 本規程の改正は、理事会の承認をもって行う。

一般社団法人日本風力エネルギー学会表彰委員会規程

平成24年1月13日施行

平成27年3月18日改正

平成28年4月21日改正

(目的)

第1条 一般社団法人日本風力エネルギー学会定款（以下、定款という）に基づき、本規程を定める。

2. この規程は、一般社団法人日本風力エネルギー学会（以下、本会という）の表彰委員会（以下、委員会という）の運営基準を定めて、その円滑な運営を図ることを目的とする。

(委員会の構成と任期)

第2条 委員会は本会正会員をもって構成し、各委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2. 委員長は会長が指名し、理事会の承認を受けなければならない。
3. 委員長は副委員長を指名することができる。
4. 委員会の構成は理事会の承認を受けなければならない。
5. 委員長は会務を総括し、委員会を代表する。委員長に事故あるとき又は欠けたときは、副委員長が委員長の職務を代行する。
6. 委員会で必要と認めたときは、理事会の承認を受けた上で、特定の事項について小委員会又はワーキンググループを設けることができる。委員長は、小委員会主査及びワーキンググループ長並びに構成員を指名することができる。
7. 小委員会及びワーキンググループの構成員は本会会員でなければならない。

(委員会の開催)

第3条 委員会は、以下に定める業務を遂行するために、委員長がこれを招集する。

(委員会の業務)

第4条 委員会は、本会定款第3条に記載されている目的のうち、表彰に関わる事項である定款第3条の(1)、(4)及び(5)等を所掌し遂行する。

2. 業務の遂行状況、遂行期間の状況は随時理事会に報告しなければならない。

第5条 委員会が対象とする表彰は、功労賞、論文賞、優秀発表賞、ポスター賞、出版賞及びその他理事会で特に認めた賞とする。

第6条 委員会は、別途定める「表彰者選考手続き」に基づき、本会の表彰業務を実施する。

第7条 委員会は前3条に掲げる業務の外に、理事会の要請に応じて本会に関わる規約等の制定及び改正に関して審議し、また、その他の重要事項に関しても審議、検討し、その結果を会長並びに理事会に報告しなければならない。

(改正)

第8条 本規程の改正は、理事会の承認をもって行う。

一般社団法人日本風力エネルギー学会表彰者選考手続き

平成24年1月13日施行

平成27年3月18日改正

平成28年4月21日改正

平成29年1月16日改正

(総則)

第1条 本手続きは、一般社団法人日本風力エネルギー学会会員ならびに本会活動に関わる者を対象とした本会の表彰者選考に係わる事項全般について定める。

(表彰の種類)

第2条 表彰の種類は、次の通りとする。

- (1) 功労賞
- (2) 論文賞
- (3) 優秀発表賞
- (4) ポスター賞
- (5) 出版賞
- (6) その他理事会で特に認めた賞

(募集、選考及び表彰方法)

第3条 本会の各賞の募集及び選考に係る業務は、各賞ごとに定める手順に従い、表彰委員会が行う。

2. 功労賞、論文賞、優秀発表賞、ポスター賞及び出版賞は、総会において表彰を行う。

(表彰に係る費用の原資)

第4条 賞状、賞牌等の表彰に係る費用については、本会の会計より支出する。

(功労賞)

第5条 功労賞は、風力エネルギー利用技術の進歩、風力エネルギー利用事業及び本会の発展に顕著な功績があると認められた者に授与する。

2. 功労賞の対象者は、本会会員又は会員であった者とし、理事1名以上の推薦をもって候補者とする。但し、すでに功労賞を受けたことのある者を除く。
3. 推薦者は、功労賞候補者の氏名、勤務先・職名及び推薦理由を簡潔に記載した書面を毎年2月末日までに会長宛に提出し、表彰委員会の審査を経て理事会で決定する。

(論文賞)

- 第6条 論文賞は、前年度において本会論文集に掲載された論文のうち最も優秀と認められたものの著者に授与する。
2. 論文賞の対象は、主著者が本会会員であることを条件とし、主著者又は主著者を含むグループとする。
 3. 論文委員会は、論文審査の評価項目（有用性、独創性、信頼性、表現性）を総合評価し、優秀であると判断された論文を表彰委員会に推薦する。
 4. 表彰委員会は、論文委員会の推薦を参考にして、論文賞の受賞者を決定し、理事会の承認を得るものとする。

(優秀発表賞)

- 第7条 優秀発表賞は、原則として風力エネルギー利用シンポジウムの口頭発表者で、研究内容において優秀な者に授与する。
2. 優秀発表賞は、本会の学生会員又は個人会員で、当該年度末において35歳以下の者を対象者とする。ただし、既に論文賞を受けたことのある者を除く。
 3. 対象者による発表の評価は座長及び座長が指名する評価者が行う。座長は、発表が行われるセッションの学術分野の専門家であって、対象者が行う発表の共同研究者を除く者の中から1名の評価者を指名する。また、優秀発表賞の候補となる発表の共同研究者は、やむを得ない場合を除き当該セッションの座長としないものとする。
 4. 各セッションの評価者は、発表された研究内容について、将来性、有用性、独創性及びアピール性を点数評価し、その結果を表彰委員会に報告する。
 5. 表彰委員会は、評価者による評価結果を参考にして、優秀発表賞の受賞者を決定し、理事会の承認を得るものとする。

(ポスター賞)

- 第8条 ポスター賞は、原則として風力エネルギー利用シンポジウムにおいて展示されたポスターの独創性、有用性、信頼性、アピール性等を評価した結果により、優秀な作品の制作者に授与する。
2. ポスター賞の対象は、個人またはグループとする。
 3. ポスター賞は、風力エネルギー利用シンポジウムにおいて、当日参加した理事による採点に基づき選定する。採点の平均点により、上位から1割程度の作品の制作者を受賞者とする。またポスター賞に選定された作品のうち、最も優秀な作品の制作者にベストポスター賞を授与する。

(出版賞)

- 第9条 出版賞は、風力エネルギー及びその利用に関する出版物等を刊行し、風力エネルギー利用技術の進歩、風力エネルギー利用事業及び本会の発展に顕著な貢献をしたと認められた者に授与する。
2. 出版賞の対象者は、個人またはグループとし、前年度までに刊行された出版物等の執筆、編集等に携わった者を対象として選定する。

3. 出版賞の対象者は、会員1名以上の推薦をもって候補者とする。推薦者は候補者の氏名、勤務先・職名及び推薦理由を簡潔に記載した書面を、毎年2月末日までに会長宛に提出し、表彰委員会による審査を経て理事会で決定する。

(改正)

第10条 本手続きの改正は、表彰委員会の判断と責任において行うが、重要な事項に関しては、その都度理事会の承認を得るものとする。

一般社団法人日本風力エネルギー学会論文委員会規程

平成24年1月13日 施行

平成26年9月 9日 改正

(目的)

- 第1条 一般社団法人日本風力エネルギー学会定款（以下、定款という）に基づき、本規程を定める。
2. この規程は、一般社団法人日本風力エネルギー学会（以下、本会という）の論文委員会（以下、委員会という）の運営基準を定めて、その円滑な運営を図ることを目的とする。

(委員会の構成と任期)

- 第2条 委員会は本会正会員をもって構成し、各委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
2. 委員長は会長が指名し、理事会の承認を受けなければならない。
 3. 委員長は副委員長を指名することができる。
 4. 委員会の構成は理事会の承認を受けなければならない。
 5. 委員長は会務を総括し、委員会を代表する。委員長に事故あるとき又は欠けたときは、副委員長が委員長の職務を代行する。
 6. 委員会で必要と認めるときは、理事会の承認を受けた上で、特定の事項について小委員会又はワーキンググループを設けることができる。委員長は、小委員会主査及びワーキンググループ長並びに構成員を指名することができる。

(委員会の開催)

- 第3条 委員会は、以下に定める業務を遂行するために、委員長がこれを招集する。

(委員会の業務)

- 第4条 委員会は、本会定款第3条に記載されている目的のうち、論文審査に関わる事項である定款第3条の(2)、(4)及び(5)等を所掌し遂行する。
2. 業務の遂行状況、遂行期間の状況は随時理事会に報告しなければならない。
- 第5条 委員会が審査の対象とする論文等は、論文、技術報告書、技術ノート、その他理事会で特に定めた記事とする。
- 第6条 委員会は、別途定める「論文審査規程」に基づき、本会の論文審査業務を実施する。
2. 委員会は、審査の結果、本会論文集への掲載が適当と判断された論文について、編集委員会に論文集への掲載を依頼する。
- 第7条 委員会は、論文賞及び奨励賞の候補論文を選考し、表彰委員会へ推薦する。
- 第8条 委員会は前3条に掲げる業務の外に、理事会の要請に応じて本会に関わる規約等の制定及び改正に関して審議し、また、その他の重要事項に関しても審議、検討し、その結果を会長並びに理事

会に報告しなければならない。

(改正)

第9条 本規程の改正は、理事会の承認をもって行う。

一般社団法人日本風力エネルギー学会論文審査規程

平成24年1月13日 施行

平成26年9月 9日 改正

(総則)

第1条 本規程は、日本風力エネルギー学会論文集（以下「論文集」という）に掲載される論文等の審査並びにこれに係わる事項について定める。

(投稿者の条件)

第2条 投稿論文の筆頭著者は本会会員（正会員、特別会員、学生会員、名誉会員）でなくてはならない。ただし、理事会において認めた場合はこの限りではない。

(審査の対象)

第3条 本規程により審査される論文等の種類は、次の通りとする。なお、論文等は原則として日本語とするが英語も可とする。

- (1) 論文
- (2) 技術報告書
- (3) 技術ノート
- (4) その他理事会で特に定めた記事

(審査方法)

第4条 論文等の審査に係わる業務は、論文委員会が行う。

2. 審査に当たっては、原則として1原稿につき複数の校閲委員を選出し、校閲を依頼する。ただし、論文集への掲載可否の最終的な判断は論文委員会が行う。

(校閲期間)

第5条 初稿の校閲期間は3週間とし、再審査原稿の校閲期間は2週間とする。

2. 校閲が著しく遅れる場合は、別の校閲委員に校閲を依頼することができる。

(審査基準)

第6条 学術的及び技術的に新たな知見や有益な情報を広く社会に還元することを目的として以下の点から審査を行う。

- (1) 有用性：明確な研究目的あるいは工業的な有用性が示されていること。また、目的に沿った成果が得られていること。
- (2) 独創性：従来研究との相違や未解明な点が明確化されており、独創性があること。

- (3) 信頼性：骨子となる部分の理論・数式・計算・実験・結果の解釈等が正しく、明確に示されていること。
- (4) 表現性：論理性があり、内容の精査が十分なされており、記述が冗長あるいは不足していないこと。

(未投稿の確認)

第7条 論文等は原著であり、一般に公表（配布又は販売）されている刊行物に未投稿のものに限る。

- 2. 未投稿の確認は原稿の受付日による。
- 3. 「他誌に未投稿の確認及び本会以外の他団体などへ著作権を委譲していないことの確認」は著者（代表者のみで可）が行う。
- 4. 未投稿の判断は以下による。
 - (1) 刊行物とは、正規の審査を経て論文等が掲載される学協会の刊行物ならびに市販の刊行物であって、和文・欧文を問わない。ただし、大学、公的研究機関、企業などの発行する紀要、所報、技報などの出版物は含まない。
 - (2) 講演会、シンポジウム、ワークショップ、研究会、講習会などの講演論文集、プロシーディングス、教材などは原則として刊行物とはみなさない。
 - (3) 本会以外の他団体などに著作権が委譲されている場合は未投稿とはならない。ただし、本会主催・共催の会議、シンポジウムで共催学協会と特別な協定が締結された場合は当該協定にしたがう。

(改正)

第8条 本規程の改正は、理事会の承認をもって行う。

一般社団法人日本風力エネルギー学会代表委員選出に関する細則

平成25年 7月19日 施行

平成28年 1月21日 改正

(目的)

第1条 一般社団法人日本風力エネルギー学会定款(以下、定款という)に基づき、本細則を定める。

2. この細則は、一般社団法人日本風力エネルギー学会(以下、本会という)の代表委員の選出方法を規定するものである。

(代表委員の職務及び定数)

第2条 代表委員の職務は、本会組織及び運営規程に定めるところによるほか、本会の活動に助言を与え、活動を側面から援助することを職務とする。

2. 代表委員の定数は本会組織及び運営規程に定めるところによる。

(有権者)

第3条 代表委員の選挙における有権者は正会員がそれぞれ1つの投票権及び被選挙権を持つ。

2. 正会員である団体会員は、1つの投票権及び被選挙権を持つ。ただし、団体会員である組織の複数の事業所・支店・支所等が団体会員として独立して登録され、個別に所定の会費を支払っている場合は、当該複数の各事業所等が、それぞれ各1つの投票権及び被選挙権を持つものとする。

(選挙管理委員会)

第4条 代表委員の選出および理事、会長の選出にあたっては、本会に選挙管理委員会を設けて選挙業務を行うものとし、会長が選挙管理委員長を指名する。

2. 選挙管理委員長は、代表委員の選挙に関する事務を遂行するものとし、理事会の承認を得て、正会員の中から若干名の委員を指名することができる。
3. 新規に選ばれた理事、監事が、社員総会の決議で選任された後、選挙管理委員会を解散する。

(選挙の日程)

第5条 本会は代表委員改選の選挙が実施される前年の11月末を目途に、候補者の推薦を受け付け、推薦の要領、推薦締め切り日等の、選挙関連情報を会誌に選挙会告として掲載し会員に周知する。

2. 代表委員の選挙は、改選に先立った年度に以下の日程を目途として実施する。

11月下旬	会誌で選挙の会告を掲載
12月中旬	候補者推薦の受付締め切り
1月中旬	候補者(案)の理事会での承認、投票用紙の作成、発送
1月中旬～2月中旬	郵送による投票

2月中旬	投票用紙の開票
2月末	当選者の確定

(代表委員候補者)

- 第6条 代表委員の候補者は本会の正会員で、イ) 選挙実施時に代表委員である者、ロ) 以下第3項及び第4項に示す推薦を受けた者、及びハ) 選挙管理委員会の推薦を受けた者とする。
2. 正会員は、選挙管理委員会に対して、自らもしくは他の会員を代表委員候補者として、推薦することができる。ただし、正会員1名が推薦できる代表委員候補者は3名以内とする。
 3. 正会員3名以上からの推薦を受けた正会員は、選挙管理委員会が作成する代表委員候補者リストの原案に記載される。
 4. 自らを推薦する正会員は、他の正会員2名以上の推薦を受けることによって、選挙管理委員会が作成する代表委員候補者リストの原案に記載される。
 5. 選挙管理委員会は、候補者リスト原案を作成するに当たって、候補者として会員に配布されるリストに掲載されること、及び当選した際には代表委員に就任する意思があることを、代表委員の候補者本人に、団体会員の場合は団体に確認するものとする。なお、選挙管理委員会は、代表委員に就任する意思がない候補者を候補者リスト原案から除外することができる。
 6. 選挙管理委員会は、確認の終わった候補者リスト原案について理事会の承認を得た後、代表委員候補者名を列記した投票用紙を作成する。

(代表委員候補者の数)

- 第7条 選挙管理委員会にて作成される候補者リスト原案に記載される候補者の数は、代表委員定数の1.5倍以上とする。
2. 第6条第1項イ)、ロ) に基づく候補者の数が、代表委員定数の1.5倍に満たない場合には、選挙管理委員会が追加推薦を行う。
 3. 団体会員からの候補者は、1団体当たり1名を超えることはできない。ただし、第3条第2項但し書きに該当する場合には、各事業所あたりを1団体と数える。

(選出の方法)

- 第8条 代表委員の選挙は、本会から送付される代表委員候補者を列記した所定の投票用紙を用いて、郵便での投票によって行う。
2. 正会員は、投票用紙の選出したい代表委員候補者の名称欄に○印をつけ、所定の返信用封筒に密封して、無記名で本会に返送する。その際○印の数は、予め決められた当選者数を越えないものとする。

(選挙の管理)

- 第9条 選挙に関する事務は選挙管理委員会が行い、結果は集計され次第、選挙管理委員長を通じて理事会に報告される。

2. 投票用紙の印刷、発送、有効投票の認定、集計など選挙の管理は、選挙管理委員会の責任において行う。
3. 投票用紙の開封は、選挙管理委員全員の立会いの下に行う。

(投票の効力)

第10条 次の各項に該当する投票は無効とする。

- (1) 所定の投票用紙を用いていないもの。
- (2) 予め決められた当選者数を超過して○印のついたもの。
- (3) 投票用紙に列記された代表委員候補者氏名以外の名前を書き加えたもの。
- (4) 投票用紙に○印以外の印を用いて投票したもの。

第11条 選挙管理委員会は、有効得票数の多い者から順に、50名の代表委員当選者(以下、当選者という)を定める。

2. 前項にかかわらず、得票数が同数の候補者がいることにより50名を超える場合には、50名を越える得票数が同数の候補者までを当選者とする。

(選挙結果の確定・公表及び代表委員の選任)

第12条 当選者は、理事会において会長より報告され、会誌に掲載される。本会は、当選者に対して委嘱状の発送を行う。

2. 当選者は、本会に対して委嘱を承諾する文書を提出することにより、代表委員となる。

(団体会員である代表委員の交代)

第13条 団体会員を代表する候補者として選出された代表委員については、当該団体会員から本会宛に文書による代表委員交代の届け出がなされた場合、理事会の承認をもって、この交代を認めるものとする。

2. ただし、理事、監事の職に就いている代表委員の任期中の交代については、別途定める本会代表委員選出に関する付属書・役員選任の手続きによるものとする。

(改正)

第14条 本細則の改正は、理事会の承認をもって行う。

一般社団法人日本風力エネルギー学会代表委員選出に関する付属書

役員選任の手続き

平成25年 7月19日 施行

平成28年 1月21日 改正

(目的)

- 第1条 一般社団法人日本風力エネルギー学会定款(以下、定款という)に基づき、本付属書を定める。
2. 本付属書は、一般社団法人日本風力エネルギー学会(以下、本会という)の役員である理事、監事の選任に関する手続きについて定める。
 3. 本付属書は、社員総会における承認を得るまでの次期役員選任の手続きを定めるものであり、現職役員との混同を避けるため、承認前の次期役員には候補を付記している。

(役員)

- 第2条 理事及び監事は、法令並びに本会定款の定めるところによる本会の役員であり、社員総会の承認をもって正式な役員として選任される。会長は理事による互選により選出されるもので、社員総会の承認の対象ではない。

(選挙)

- 第3条 理事、会長の選出にあたっては、代表委員選出で設けた選挙管理委員会が引き続き選挙業務を行う。

(理事候補)

- 第4条 理事候補は、会員の選挙で選出された代表委員の中から互選により選出する。
2. 候補者数は15名を目途とし、最大20名までとする。

(理事選挙)

- 第5条 理事候補の選挙は、代表委員が選出されその結果が理事会に報告され次第、2月末を目途に実施する。選挙管理委員会は、全代表委員の氏名が列記された投票用紙を代表委員全員に送付し、代表委員は、郵送により投票を行う。投票の締め切りは、投票用紙の発送から2週間後を目途とし、投票用紙に明記するものとする。
2. 開票は、選挙管理委員会及び事務局立ち会いの下で実施する。本会は、選出された候補者に対し、速やかに理事候補への就任の諾否の確認を行う。
 3. 選挙管理委員会は、選挙結果を直ちに理事会に報告し、理事会は、直近に開催される社員総会において、選出された理事候補を候補者とする理事選任議案を提出するものとする。

(団体会員である理事、監事の任期中の交代)

第6条 団体会員の代表者が理事もしくは監事に就任した後、所属団体の変更が生じた場合は以下による。

- (1) 当該理事が理事の継続を希望し、選出時の所属団体（以下、当該団体という）が当該者の個人会員として理事を継続することを認める場合は、当該者は個人会員として年会費を支払い再登録した上で理事として留まる。理事の任期は選挙時のものを継続する。この場合、当該団体は新たに団体の代表者を選び本会に連絡する。ただし、新たな団体代表者は理事の資格は有さない。
- (2) 当該理事が理事の継続を希望しない場合は、当該団体は代わりの理事候補を推薦できる。理事候補は社員総会で承認を得て正式な理事になり、前任者の任期を継続する。理事候補である期間は理事会に出席し意見を述べるができるが、議決権は有さない。
- (3) 当該理事は個人会員として再登録しない場合、または当該団体は理事候補を推薦しない場合には当該理事は欠員とする。
- (4) 団体会員である監事に所属団体の変更が発生した場合は、変更後は個人会員として再登録した後、任期中は監事職を継続する。
- (5) 当該監事が監事の継続を希望しない場合、または任期中監事に不測の事態が生じた場合は、補欠候補者がその任に当たる。

(会長の選出)

第7条 会長の選出は以下による。

- (1) 理事候補者が選出され次第、選挙管理委員会は会長の立候補並びに推薦届用紙を理事候補全員に郵送する。立候補及び推薦の締め切りは、当該用紙配布から10日後を目途とする。
- (2) 選挙管理委員会は、理事候補一人以上から推薦を受けた被推薦者に対して、推薦を受けて立候補することの意志確認を速やかに行い、本人の承諾を得た時点で会長立候補者とする。合せて会長立候補者全員に立候補に関わる所信表明書の提出を求める。
- (3) 選挙管理委員会は、会長への立候補届もしくは被推薦者が推薦を引き受けた旨の回答があった段階で、立候補締め切りを待つことなく、速やかに立候補の状況を理事候補全員に通知する。
- (4) 上記(2)及び(3)の決定および所信表明の入手後、選挙管理委員会は直ちに会長立候補者名及び立候補に関わる所信を理事候補者全員に通知し、4月中旬を目途に会長候補選出のための理事候補者による会議を開催する。この場合通知する会長立候補者名には推薦者名は記載しない。
- (5) 投票は無記名とする。
- (6) 上記(4)の会議に出席できない理事候補者に不在者投票を認めるものとし、その投票の締め切りは当該会議の前日とする。
- (7) 不在者投票は選挙管理委員会が送付する所定の投票用紙を用いて、会長立候補者名を明記した上でファックスもしくは電子メール添付の形式にて行うこととし、それ以外の形式によるものは無効とする。
- (8) 会長立候補者が1名の場合、信任投票は実施せず当選とする。
- (9) 投票の多数を獲得したものを当選とする。

(10) 最多得票者が複数の場合は以下の方法により当選者を選ぶ。

イ) 2名の立候補者があり2名が同数得票を得た場合は年長者を当選とする。同一誕生日の場合はくじで選ぶ。

ロ) 3名以上の立候補者があり最多得票者が2名の場合は、その2名に対して会議出席者による再投票を行う。この場合、不在者投票の当該候補者に対する票を計上する。2度目の投票で同数となった場合はイ)に準じる。

ハ) 3名以上の立候補者があり、最多得票者が3名以上の場合は、(例えば3名立候補し、最初の投票で3名が同得票数の場合)イ)に準じる。

(11) 上記(10)による当選者は会長候補となる。

2. 会長の任期は2年とし、次の会長が選任された時点までとする。

(副会長の選出)

第8条 副会長候補は3名を限度として、会長候補の指名により理事会の承認を経て選出されるものとする。

2. 副会長の任期は、自らを指名した会長の任期が終了する日までとする。

(監事の選出)

第9条 会長候補並びに副会長候補を選出した後、理事候補者による会議で合議の上、監事候補2名及び補欠候補者1名を選出するものとし、選挙管理委員会は選出された者に対し、候補者、補欠候補者の順に速やかに就任の諾否の確認を行うものとする。

(特殊ケースへの対応)

第10条 本付属書に定めた手続きにあてはまらないケースが生じた場合には、選挙管理委員会の発議のもと理事会で対応を審議して決定する。

(改正)

第11条 本付属書の改正は、理事会の承認をもって行う。

一般社団法人日本風力エネルギー学会ロゴマーク規程

平成27年9月8日 施行

(目的)

第1条 一般社団法人日本風力エネルギー学会定款（以下、定款という）に基づき、本規程を定める。

2. この規程は、一般社団法人日本風力エネルギー学会（以下、本会という）のロゴマークを定めるとともに、運用について規定するものである。

(デザイン)

第2条 本会のロゴマーク及びロゴマークと併せて本会の名称を表す文字を記載する場合の文字デザイン（以下、ロゴタイプという）は、別記様式1及び2の通りとする。

(用途)

第3条 ロゴマーク及びロゴタイプ（以下、ロゴという）は、第2条に従い、次のものに使用することができる。

- (1) 印刷物（会誌等の出版物、本会広報資料、会員の名刺）
- (2) 会員バッジ及び本会が作成するノベルティグッズ
- (3) 展示物（本会が主催、共催又は協賛するイベントで使用する横断幕等）
- (4) 本会ホームページのバナー等
- (5) その他理事会が認めたもの

(使用)

第4条 ロゴを使用する場合は、以下の規定に従い、別記様式3の通りとする。

- (1) アイソレーション

ロゴの視認性の向上とデザインの独立性の確保のため、別記様式3の通り、周囲に表示される他の要素との間に、図示された範囲以上のスペースを空けることを標準とする。ただし、レイアウト等の制約により、スペースの確保が難しい場合は、視認性とデザインの独立性を可能な限り保つ範囲で変更できる。

- (2) 背景色

ロゴの背景色は、別記様式4の通り、原則として白とし、白以外の面に配置する場合には図示された範囲を白として表示する。ただし、印刷等の制約により、背景色を白とすることが難しい場合には、ロゴのデザインを損なうことのないように配慮するものとする。

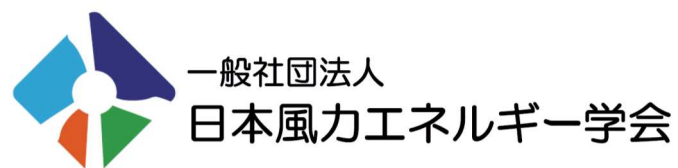
(改正)

第5条 本規程の改正は、理事会の承認をもって行う。

【様式1】 ロゴマークとロゴタイプの併記について
(縦組みの場合)



(横組みの場合)



【様式2】 ロゴマーク及びロゴタイプの形状及び配色について
(フルカラーの場合)

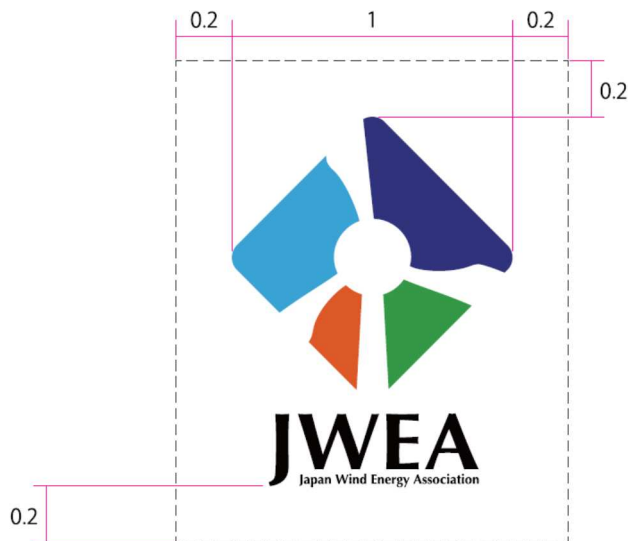


(モノカラーの場合)



注) 日本語ロゴタイプを使用する場合も、上記と同様の扱いとする。

【様式3】 アイソレーションについて
(縦組みの場合)

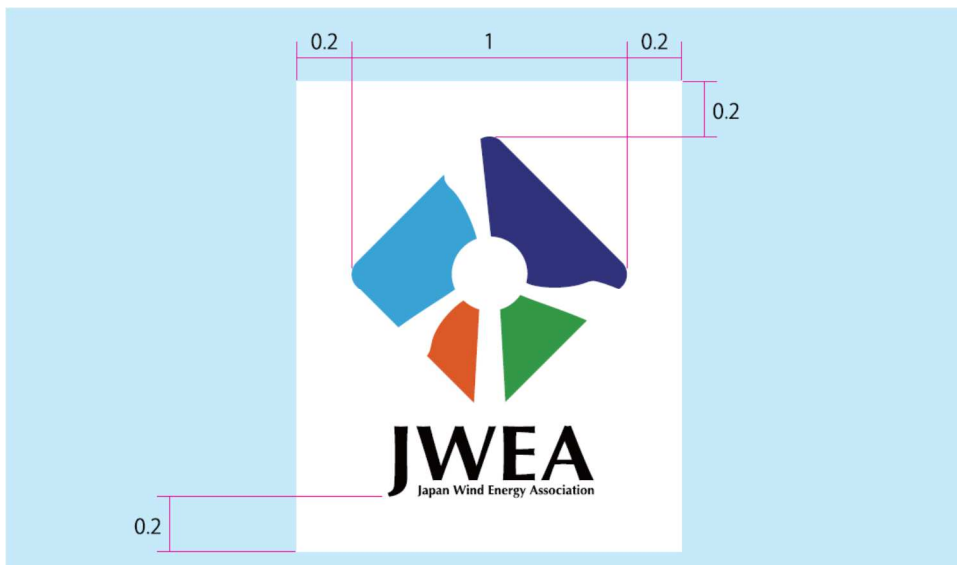


(横組みの場合)

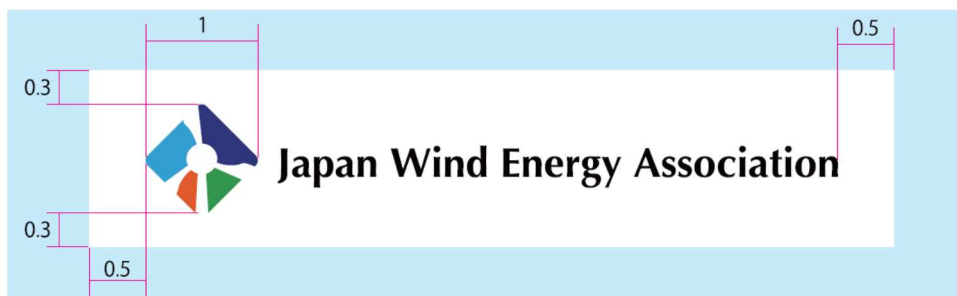


注) 日本語ロゴタイプを使用する場合も、上記と同様の扱いとする。

【様式4】 背景色について
(縦組みの場合)



(横組みの場合)



注) 日本語ロゴタイプを使用する場合も、上記と同様の扱いとする。

一般社団法人日本風力エネルギー学会事務局業務要領

平成24年1月13日 施行

平成26年9月9日 改正

平成29年4月17日 改正

1. 一般業務について

- 1.1 一般社団法人日本風力エネルギー学会定款第3条の定めにある事項にかかわる業務の内、理事会により委嘱された事項を処理する。
- 1.2 総会の準備、案内、議事録の作成のほか、各種案内の会誌への掲載および会員への案内を行う。
- 1.3 理事会の案内・設営、議事録の作成・管理を行う。
- 1.4 代表委員会の案内・設営、議事録の作成・管理を行う。
- 1.5 企画・運営委員会、編集委員会、学術・事業委員会、国際・広報委員会、表彰委員会、論文委員会においては各委員会の長又は指名された者が議事録を作成する。事務局は各委員会から送付された議事録の管理を行う。
- 1.6 企画・運営委員会、編集委員会、学術・事業委員会、国際・広報委員会、表彰委員会、論文委員会においては各委員会の長又は指名された者が出欠を管理する。事務局は各委員会の金銭出納及び支払い証拠書類の管理を行う。
- 1.7 理事会・代表委員会の名簿作成、委嘱状作成、発送等の事務を行う。上記以外の小委員会、ワーキンググループ等に関しては、当該委員会の長が作成した委員名簿、委員委嘱状、その他を管理するとともに、委員委嘱状を各委員に発送する。
- 1.8 本会のホームページを管理し、必要に応じて会員への案内を行う。
- 1.9 風力エネルギー利用シンポジウム案内の作成、ホームページ開設、電子申込、入金・領収書の発行、予稿集の編集・印刷・発送、予稿集のJSTAGEへの登録等シンポジウムに関わる業務を行う。

2. 会計について

2.1 予算案の策定・管理

理事会の指示の下、予算案を理事（会計担当）とともに作成し、理事会（4月）に諮る。ただし、個別事業の実施に関しては、企画・運営委員会における審議を経るものとする。

2.2 費用の支出

理事会の承認を得た予算内の支出のうち、10万円を超える支出は理事（会計担当）の承認をもって支出することができる。なお、当該支出が、対象となる費目又は項目の予算を超える場合であって、超過額が10万円以下の場合は、理事（会計担当）及び会長の承認をもって支出することができる。ただし、超過額が10万円を超える場合には、理事会の承認を得るものとする。

2.3 会計帳簿管理

金銭出納帳、貸借対照表、普通預金及び定期預金口座通帳を管理する。

2.4 会費の会計管理

会費納入状況の確認を行うとともに、会費請求を行う。会費の滞納に対しては、会長名の書面により会員権の停止の旨を通告する。

2.5 決算報告

毎年度の決算報告を作成し、定時社員総会の直前に、監事の確認を得た上で、理事会（4月）の承認を得た後、総会に諮る。

2.6 旅費

旅費は別に定めるところによる。

また、支給要請があっても予算枠を越える恐れがある場合は、旅費を支給できない旨を、あらかじめ関係委員に通達しておく。

2.7 会議費

本会として理事会に際しての部屋料を負担するものとする。

総会時においては、理事会と代表委員会との合同会議での部屋料を負担する。

2.8 編集費

原則として編集委員会の判断、指示により、広告費の請求、印刷費の支払いを行う。

3. 会員について

3.1 会員の入退会手続き、会員名簿の作成・更新・管理を行う。

3.2 会員資格停止の判断については、経緯を示す資料を作成し、理事会に諮る。

4. 図書について

4.1 図書及び資料の受け入れ保管を行う。

4.2 会誌、論文集及び風力エネルギー利用シンポジウム予稿集の保管・販売を行う。

5. 渉外について

5.1 各種共催事業、風力エネルギー利用シンポジウム、各種技術講習会等の共催・後援に係わる事務処理を行う。

5.2 本会活動に関する問い合わせに対する対応を行う。

6. 労務管理

事務局長、事務局長補佐、事務員等の事務局職員の勤務状況については、前月 26 日から当月 25 日までを単位として勤務実績表を作成する。勤務実績表は、理事(労務担当)に提出し確認を得た上で、翌月の 5 日までを目途として給与並びに交通費の計算を行い支給する。

7. その他

事務局は必要に応じて臨時の職員をおくことができる。

一般社団法人日本風力エネルギー学会旅費内規

平成22年6月29日 施行

平成26年9月 9日 改正

1. 本会の理事会及び委員会(以下、会議)に出席する、又は学会関連のイベントに本会を代表して出席する者で、無職又は職場から当該の旅費支給を受けられない者には、原則として、勤務地もしくは自宅から会場までの旅費(いずれか近い方)を支払う。ただし、他から旅費の支給がある場合には、本会からは支払わない。
2. 旅費は第1項で述べた会議もしくはイベントごとに支払うものとするが、年度予算を上回る見通しとなった場合には、中断することもできる。なお、会議もしくはイベントが同時に開催された場合には、一つの会議又はイベントとして扱うものとする。
3. 本会の開催する会議への出席並びに本会を代表してイベントに参加する場合において、スケジュールや時間の都合により、宿泊せざるを得ない場合には、10000円を上限として宿泊費の実費を支払う。ただし、緊急の場合を除いて、事前に会長及び事務局に宿泊を要する旨を連絡し、了承を得るものとする。
4. 宿泊費については領収書又は宿泊証明書を提出するものとする。航空機は割引運賃を利用するものとし、領収書に加えて搭乗券半券を提出するものとする。

一般社団法人日本風力エネルギー学会共催・協賛内規

平成25年4月 5日 施行

平成26年7月23日 改正

一般社団法人日本風力エネルギー学会の共催・協賛の審査方法は以下の通りである。

1. 判断基準

本会の共催・協賛は、風力発電の導入拡大と技術の向上等に貢献する講演会・シンポジウム・講習会・書籍とする。また会員への案内は本会が共催・協賛しているものを基本とする。

2. 審査手続き

講演会・シンポジウム・講習会・書籍等の共催・協賛については、会長・副会長が協議し、可否を決定する。また本会と関係の深い団体（日本電機工業会、日本太陽エネルギー学会、日本風工学会、新エネルギー・産業技術総合開発機構等）の主催する催しは可とする。審査の結果は理事会において報告することとする。

3. 実施方法

各種共催・協賛の案内は、本会ホームページへの掲載と会員への電子メール送信に関しては会長・副会長の承認により実施し、会誌への掲載に関しては編集委員会が出版の時期を勘案して実施の可否を決定する。

一般社団法人日本風力エネルギー学会ホームページ利用内規

平成29年4月17日 施行

一般社団法人日本風力エネルギー学会のホームページへのニュースの掲載および会員へのメール送信の審査方法は以下の通りである。

1. 判断基準

本会ホームページへのニュースの掲載および会員へのメール送信は、風力発電の導入拡大と技術の向上ならびに本会の発展と会員サービスの向上に資するものとする。具体的な例を以下に示す。

- ・本会が主催するイベント
- ・本会が共催・協賛する講演会・シンポジウム・講習会
- ・本会が出版・推薦する書籍
- ・本会に関連するニュース
- ・本会の活動に大きく貢献した方（例えば、役員を務めた方、功労彰を受けた方）の叙勲・訃報
- ・その他本会の発展に資するもの

なお、判断基準を満たさない案件は有料会告(15000円/回)をお願いすることを原則とする。

2. 審査手続き

本会ホームページへのニュースの掲載と会員へのメール送信については、会長・副会長が協議し、可否を決定する。審査の結果は理事会において報告することとする。

3. 実施方法

本会ホームページへのニュースの掲載と会員へのメール送信に関しては会長・副会長の承認により実施し、会誌への掲載に関してはそれぞれ編集委員会において審議し、実施の可否を決定する。